

告示

埼玉県告示第千四百七十二号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

公共測量 デジタル空中写真撮影（撮影縮尺三万分の一、地上解像度十二センチメートル）

三 作業地域

北本市全域

四 作業期間

令和五年十二月二十八日から令和六年三月二十二日まで